

第三回國會 大藏委員會 會議錄 第八号

昭和二十三年十一月二十五日(木曜日)
午後二時四十七分開議

出席委員

委員長 島村 一郎君

理事 大上 司君 理事 島田 實作君

理事 梅林 時雄君 理事 堀江 實藏君

石原 登君 吉米地英俊君

松浦 榮君 松田 正一君

川合 彰武君 佐藤 觀次郎君

重井 鹿治君 中崎 敏君

松尾 トシ君 喜多橋 治郎君

山下 春江君 早稻田 柳三郎君

川野 芳滿君 内藤 友明君

本藤 恒松君

出席政府委員

大藏事務次官 塚田 十一郎君

專賣局長官 原田 富一君

委員外の出席者

専門員 黒田 久太君

十一月二十四日

貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

日本專賣公社法案(内閣提出第一二二号)

貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

○島村委員長 會議を開きます。

本日は日本專賣公社法案の質疑に入る前に、昨二十四日本委員会に付託された貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず政府の説明を求めます。

貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案

貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案

貿易資金特別會計法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項但書中「百五十億円」を「二百五十億円」に改める。

別表第二第二類第五号中「貿易公團の保有する輸出物資又は進貿易物資」を「貿易公團の保有する輸出物資若しくは進貿易物資又は原材料貿易公團の保有する輸出物資の原材料若しくは包装材料」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六 貿易公團が発注した輸出物資で、未だ同公團の所有とならないものに對する代價の支拂済金額

附則
この法律は、公布の日からこれを施行する。

○塚田政府委員 ただいま議題となつております貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案の提出理由を御説明申し上げます。

今回改正しようとした点は、まず第一は、貿易資金の不足を補足するための借入金、または融通証券の発行限度額の引上げであります。現行法定限度額は、百五十億円と相なつてゐるのであります。昨年度末におきまして、六十六億四角入済みとなつてお

りますので、この年度における限度額の余裕額は、八十四億円であります。しかし過般來の物價改訂によりまして、この年度中における輸出物資の買入等に要する資金の支出額は、約千九十五億九千円と相なるのに対し、輸入物資の賣拂代金等資金の受入額は、約九百十三億九千円と相なる状況でありますので、前述の余裕額を計算に入れますと、この年度中現金支拂上約九十八億九千円の資金不足となる計算でありますので、多少の余裕を見込み、今回現行法定限度額百五十億円を二百五十億円に引上げて、貿易資金の運用を円滑にいたそうとするものであります。

第二は、貿易資金の運用上生ずる資金の不足額は、一般会計から補填できることになつておりますが、この場合の当該不足額の計算に關するものであります。この不足額を算出したします場合の計算におきまして、現在当該年度末に保有する貿易物資及び進貿易物資は、貿易公團の保有する輸出物資及び進輸出物資もこれに含めまして、その価額を計算することになつておりますが、原材料貿易公團の保有する輸出物資の原材料も、同様これらの保有物資の一つに含めまして、計算すべき性質のものでありますので、所要の改正を行ひ、この点を明確にいたそうとするものであります。また、貿易公團の発注によりまして、製造いたしました鉄鋼船等の輸出物資につきましては、輸出の振興をはかるため、その完成前

に既済部分に對して支拂いをなしてあるのであります。この場合に於ける支拂済みの部分は、また同公團の保有する輸出物資ではありませんが、なおかつ支拂済金額はこれらの保有物資に準じて扱われるべき性質のものでありますので、前に申し上げました不足額算出の計算上は、保有物資等に加えることとしたそうとするものであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを御願ひ申し上げます。

○島村委員長 本案の質疑はあとまわしにいたします。

○島村委員長 これより日本專賣公社法案の質疑を続行いたします。

○島田委員 午前中におきまして、この專賣公社法案に對する公聴會が開かれました。各方面の方から非常に有益な話を承つたのであります。それによりまして、示唆を受けた点もございまして、またその前から考へておりましたこともございまして、二、三の御質問をいたしたいと思ひます。

先ほどの公聴會におきまして、この專賣公社法案が、何と申しますか、非常に出来合いのような感がある、こ

ういふような批判が大體共通の意見だつたと思ひます。これはおそれなく各委員諸氏も実はお考えになつておると思ひますが、私自身も、強く感ずるものであります。しか

しこの案のできました経過も、一應私どもは私どもなりに理解しておる点も

ありますので、一應無理のない点もあるのございしますけれども、それはそれといたしまして、私どもはやはり慎重にこの法案の審議に當らなければならぬ國會議員としての責任がある

と存するのであります。私どもはこの法案を一瞥いたしまして、いろいろ疑問の点もございします。従つてまたいろいろな角度から質疑をいたさなければならぬ義務を持つておるのであります

が、本日は時間もございせんし、本會議も間もなく開かれるのであります。うから、簡単に二、三點質問いたしまして、あとはまた明日に譲りたいと存するのであります。

私が今ここで問題にいたしたいのは、第二十二條であります。これは先ほど、どなたでしたか公聴會の方からお話のございました。この二十二條は必要ないではないか、削除すべきではないかというふうなことが、たしか職員組合の方から発言があつたと記憶しておりますが、削除ということ

はまずこれは別問題といたしまして、第二十二條の一、二、三、四という項目がありますが、このうちの一と二は必要があるとか、ないとかという問題を抜きにして、大體わかりますけれども、三と四につきましては、もう少し具体的にどういふ場合か、たとえば三の場合におきましては、どういふことが適格性を欠くことになるのか、また

第四の「業務量が減少し、又は経営上

の不振が著しい」といふことが、また

第四の「業務量が減少し、又は経営上

の不振が著しい」といふことが、また

第四の「業務量が減少し、又は経営上

の不振が著しい」といふことが、また

第四の「業務量が減少し、又は経営上

の不振が著しい」といふことが、また

第四の「業務量が減少し、又は経営上

の不振が著しい」といふことが、また

第四の「業務量が減少し、又は経営上

やむを得ない事由が生じたとき。」というところは、どういふ場合か、たとえばこれは別に職員の責任でなく、公社としてタバコの製造計画が立てられた場合のいろ／＼な條件のもとに、業務量が減少した、あるいは経営上やむを得ないという問題も起りましようが、これは一体どういふことを意味するのか、どういふことを予想して、どういふような項目ができたのか、この点をまず一つ長官から御説明を願いたいと思います。

○原田政府委員 ただいまの御質問にお答え申し上げます。二十二條の規定は、この一、二、三、四にあたるような場合に職員をやめさせることができるという規定で、三、四、特に四のような場合に、仕事が減つたために、どういふ具体的な場合にやめさせるか、どういふふうにするかという問題になるのでありますが、実はそういうものを予定しておるわけではないのであります。これを運営する場合におきましては、別に公共企業体労働関係法で団体交渉をやることのできるようになっております。そういう問題について、団体交渉の問題になつて来ると思ひます。そういうふうには運営して行きましたならば、そこに公社の経営者側と職員側との間に適当な基準が見出されるものと、そういうふうを考えておる次第であります。

○島田委員 ただいまの長官の御答弁によりますと、公共企業体労働関係法とのにらみ合せもありますが、そういふいたしますと、この條項はただいま申しました公共企業体労働関係法の法文とダブルといひますか、ダブルつてもけっこうですが、その法文とのにらみ合せ

でありませうけれども、これだけ見ますと、何か団体協約以外の、あるいはまたもつと端的に申しますと、行政整理をする——これは今度公社ですから行政整理といふことはないかもしれませんが、事実上の行政整理をする場合の含みがあるのではないかと、実は私の杞憂かもしれませんが、そういう伏線が張つておるのではないかと。もしそうでなければ、これをとつてしまひまして、公共企業体労働関係法だけでいいのじゃないか、その法案に対する審議はまだ別個で、当委員会には直接関係ないことになつておりますが、これももちろんこの法案とにらみ合せて、國鉄の方の公社法案とも関係するのであります。この点はどうも少し明確でないで、むしろけさほどある公述人が申しましたように、この第二十二條は、必要のないのじゃないか、これは私個人の意見であります。そういう感じを持つております。これをどうしても入れなければならぬという必要が、どうものみ込み切れないのです。その点をひとつ次官からでも御説明願ひたいと思ひます。

○島村委員長 それでは島田君のただいまの御質問に対する御答弁は、明日お願いすることにいたします。

本日は本会議の關係がありますので、これをもつて散會いたします。

午後三時一分散會